

運動の重点 ～秋の全国交通安全運動～

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

道路を横断する際は、横断歩道を渡ること、信号機のある所では信号に従うこと、交差点では信号が青でも必ず左右の安全を確かめて横断することを心掛けましょう。

夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者などの保護など安全運転意識の向上

夕暮れ時は、自動車・自転車の前照灯を早めに点灯しましょう。また、歩行者・自転車は反射材を活用しましょう。横断歩道は、歩行者優先です。横断しようとする人がいるときは、横

断歩道の手前で一時停止して、歩行者に道を譲りましょう。横断歩道付近に人がいるときは、すぐに停止できる速度で安全確認をしましょう。

ベテランドライバーであっても加齢に伴い身体機能が変化します。衝突被害軽減ブレーキなどを搭載した安全運転サポート車の利用も検討してください。また、運転に不安を感じた場合は、運転免許証の自主返納について家庭内で話し合いましょう。自動車に乗ったら、前席も後席もシートベルトを着用し、チャイルドシートは正しく固定してください。

自転車の安全確保と交通ルール順守の徹底

自転車は、車と同じ「車両」です。業務運転中の自転車も、交通ルールを順守し、安全運転を心掛けてください。

子供も大人も自転車用ヘルメットを着用しましょう。

定期的な点検・整備を受け、損害賠償保険への加入状況を確認しましょう。◎区では、TSマーク取得費用の助成を行っています。

飲酒運転などの悪質・危険な運転の根絶

飲酒運転は「犯罪」です。ドライバーは、「お酒を飲んだら、運転しない」「運転するならお酒を飲まない」こと、家庭や職場では、「飲酒運転をさせない」こと、お店では、「運転する人

には、お酒を提供しない」ことを徹底しましょう。

あおり運転も「犯罪」です。あおり運転をしてはいけません。あおり運転を受けたときは、安全な場所に避難して車外に出ずに110番通報してください。

二輪車の交通事故防止

二輪車の単独事故や右直事故が多く発生しています。速度超過が事故につながりやすいので、スピードを控え、ゆとりを持った運転を心掛けましょう。

ヘルメットの顎ひもをきちんと結束し、胸部プロテクターを着用しましょう。

環境政策課交通対策係 ☎(3546)5443

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

還付金詐欺にご注意ください!

現在、区内で中央区職員をかたる還付金詐欺の電話が相次いでいます。

「中央区役所〇〇課の××です。医療費(年金)の還付金があります。申請手続きをしてください」などという電話は、詐欺の電話です。

区役所から電話で還付金の案内をすることはありません

区が還付金についてお知らせする場合、電話ではなくあらかじめ通知を郵送し、その後皆さんから書面で指定された口座に振り込む方法をとっています。

さまざまな「アポ電」にもご注意を

区役所以外にも、親族や警察官、デパートの販売員など、さまざまな人物をかたる詐欺の電話にご注意ください。中には、初めにかけてくる電話「アポ電」で家族構成や現金の有無などを確認した後、強盗に入る

悪質なケースもあります。

◎少しでもおかしいと感じたら、いったん電話を切って家族や友人に相談するか、警察に連絡しましょう。

ATMでの詐欺被害が発生しています

ATM周辺での携帯電話の通話はやめましょう。



自動通話録音機

自動通話録音機の無料貸し出し

電話を利用した振り込み詐欺などの被害防止に大変有効な自動通話録音機を、無料で貸し出しています。

特徴

- ・自宅電話の呼び出し音が鳴る前に、発信者へ自動で警告メッセージを流します。
- ・詐欺の犯人は、通話の録音を恐れ、受信者の応答前に電話を切る場合が多いとされています。

対象

65歳以上の区民が居住する世帯

申請方法

区役所1階危機管理課で、申請書に必要事項を記入して申し込む。

◎本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)をお持ちください。

注意事項

- ・通信環境、緊急通報システムとの併用などの条件により設置できない場合があります。
- ・貸出台数に限りがあります。

危機管理課危機管理担当

☎(3546)5087

中央警察署

☎(5651)0110

久松警察署

☎(3661)0110

築地警察署

☎(3543)0110

月島警察署

☎(3534)0110

区のおしらせ



区の公式 SNS など



商工業融資のご案内

商工業融資の概要

区内中小企業(個人を含む)を対象に、金融機関への融資あっせんと利子の一部補給および保証料補助を行う融資制度を常時実施しています。事業資金として運転資金と設備資金に利用できます。資金計画を立て、有効にご活用ください。

申し込み要件

- ・区内に事務所または事業所を有し、同一事業(東京信用保証協会の保証対象業種)を1年以上営んでいること
 - ・都民税(法人)または特別区民税(個人)を滞納していないこと
 - ・法人は区内に登記があること、個人は区内で事業を営んでいること
- ◎申し込みの際には、直近の決算書(2期分)または確定申告書(2年分)(いずれも原本)と決算後3カ月以上経過している場合は最近までの月次試算表をご持参ください。
- ◎ご利用に当たっては、予約が必要です。

新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金

申し込み要件

- 上記「商工業融資の概要」内の申し込み要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前

年または前々年同期と比較して減少していること

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年または前々年の1月から12月までの月平均の売上高と比較して減少していること

申込期限

令和4年3月31日(木)

資金使途・融資限度額

運転資金
2,000万円(融資限度額までの差額利用が1回限り可能です)

借受人負担利率

年0.1%

◎ご利用に当たっては、予約が必要です。

年末特別資金

年末に一時的に必要な運転資金の調達ができるよう、毎年実施しています。

受付開始日

10月1日(金)

あっせん限度額

300万円

借受人負担利率

年0.5%

返済期間

11カ月以内(据え置き1カ月を含む)

◎ご利用に当たっては、予約が必要です。

東京都制度融資「経営セーフ」に伴う保証料補助

都が実施する経営支援融資「経営セーフ」(区認定書必要型)では、小規模企業者に対して都が保証料の2分の1を補助しますが、区で独自に残りの保証料(上限30万円)を補助します。

マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)

マル経融資は商工会議所の経営指導と推薦により、日本政策金融公庫から事業資金として融資される安心で有利な国の制度です。

・通常枠

利用できる方

従業員が20人以下(ただし商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主

融資限度額

2,000万円(令和4年3月31日(木)日本政策金融公庫受け付け分まで)

資金使途・返済期間

- ・運転資金 7年以内(据え置き1年を含む)
- ・設備資金 10年以内(据え置き2年を含む)

担保・保証人

不要(信用保証協会の保証も不要)

利率

年1.21%(7月1日現在)

◎区内事業所には利子の補助制度があります。

・特例措置

利用できる方

通常枠の要件に加え、新型コロナ

ウイルス感染症の影響により最近1カ月間などの売上高または過去6カ月(最近1カ月を含む)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少またはこれと同様の条件を必要とします。

取扱期間

お問い合わせください。

融資限度額

別枠1,000万円

資金使途・返済期間

- ・運転資金 7年以内(据え置き3年を含む)
- ・設備資金 10年以内(据え置き4年を含む)

担保・保証人

不要(信用保証協会の保証も不要)

利率

通常枠より、当初3年間0.9%引下げ
年1.21% → 年0.31% (7月1日現在)

◎特別利子補給制度により、売上高が急減した事業者については当初3年間実質無利子です。

◎他にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◎審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

◎マル経融資について

東京商工会議所中央支部

☎(3538)1811

・その他について

商工観光課相談融資担当

☎(3546)5330